

「行政書士業務必携」正誤

本書の153頁7行目から23行目に誤りがございましたので、お詫び申し上げまして下記のとおり訂正をさせていただきます。

【訂正内容】

『 最近のことですが、日行連は、依頼人との関係で、行政書士の報酬額の決定を依頼人と個別に決めることとする自由報酬制を可とするに至りました。

継続的相談料（月額）の決行を有する行政書士会は、他にもあると考えられますが、現行法及び報酬額決定のメカニズムの下では、再考すべきだと思います。 』

以 上